

うになり、その「報徳仕法」が私の研究の中心になっていった。そのため、退職後に書いた「報徳」関係以外の研究論文は次の三点のみである。

小田原市史編纂と前後して周辺の市町史の編纂事業に携わることになった。大井町史の編纂では近世前期の赤田村に柄在家と呼ばれた農民の存在と、その後この名称が見られなくなり、入れ替わるように「水呑」の名称が見られることが確認されたことをまとめたのが本書第一章「近世前期、小田原藩領の柄在家」で、もとは「昭和女子大学文化史研究」四号（二〇〇〇年七月）に発表したものである。

また、開成町史では旧金井島村と岡野村には慶長年間からの年貢割付状や年貢関係資料が断続的に残っており、これらを用いて近世前期の年貢割付法の転換とその背景を検討した論考を「近世前期小田原藩領の徴租法」〔『立正史学』九五号、二〇〇四年三月〕と題して発表し、本書の第五章はそれに若干の手直しを加えたものである。

開成町史が終了したのでをうけて、二〇〇六年一月に地元の郷土史研究者が集まり「足柄の歴史再発見クラブ」が結成された。とくに足柄平野を流れる大川（酒匂川）の治水に関して調べる活動を行っている。享保期に酒匂川普請をした代官蓑笠之助正高について講演する機会があり（二〇〇七年三月）、そのときの内容を整理して発表したのが第四章に収載した「蓑笠之助の『農家貫行』と『続農家貫行録』」（『小田原地方史研究』二四号、二〇〇七年一〇月）である。

本書に収載した論考の多くは若い頃に書いたもので、決して満足できるものではないが、表記を統一することと、表現の若干の修正をしたほかは当時のままとした。拙稿発表後に他の研究者によって拙稿を引用しながら関連する論文などが発表されている研究成果がある場合は、各章の最後に紹介し、本書に収めた各論の意味を改めて見直すことにしたいと思う。

近世関東の村落支配と農民「目次」

はしがき 1

第一部 関東農村の展開

9

第一章 近世前期小田原藩領の柄在家

11

はじめに 11

第一節 小田原藩領の農民構成 13

第二節 赤田村の柄在家 19

第三節 山田村の柄在家 30

第四節 「役」負担から見た本百姓と柄在家 33

おわりに 37

第二章 近世前期の村方騒動——成立期の国分寺村——

43

はじめに 43

第一節 延宝検地直前の名主家 45

第二節 八郎右衛門の所持反別 47

第三節 村方騒動のはじまり 49

第四節 村方騒動の再発 52

第五節 村方騒動での金平訴状 56

第六節 組頭金平による訴状の再提出 60

第七節 国分寺村名主の交代 63

第八節 旧名主の処分 65

第三章 元禄・宝永期の跡式問題と秣場争論

——常陸国筑波郡杉木村の事例—— 69

はじめに 69

第一節 近世前期の杉木村 70

第二節 弥大夫家と同族団 75

第三節 秣場出入 78

おわりに 90

第四章 『農家貫行』と『続農家貫行録』

97

はじめに 97

第一節 蓑笠之助正高とその時代 98

第二節 『農家貫行』 99

第三節 『続農家貫行録』 109

おわりに 115

第二部 関東農村の年貢と新田政策

119

第五章 近世前期小田原藩領の徴租法

121

はじめに 121

第一節 前期大久保時代の年貢割付状と徴租法 122

第二節 番城時代の年貢割付状と徴租法 127

第三節 稲葉氏時代の年貢割付状と徴租法 139

第四節 年貢勘定帳の記載と徴租法 145

おわりに 148

第六章 幕領の徴租法と年貢の皆済

151

はじめに 151

第一節 武蔵国下丸子村の年貢 152

第二節 下丸子村の年貢皆済 173

第七章 享保改革末期における年貢徴収法の転換

197

はじめに 197

第一節 旗本本多領と井上領の徴租法 198

第二節 旗本堀領の徴租法 204

おわりに 214

第八章 近世初期土浦藩の新田政策——寛永期の坂田新田を中心に——

はじめに 219

第一節 文禄期の坂田村と分村 220

第二節 坂田新田の土地構造 224

第三節 土浦藩の寛永検地と新田村落 236

おわりに 240

第九章 享保改革末期の新田政策 247

はじめに 247

第一節 流作場新田の検地と規模 248

第二節 流作場新田の開発願人 253

第三節 流作場新田をめぐる領有権問題 258

あとがき 280

第一部
関東農村の展開



近世の開発地 北関東で江戸時代後期に開発された新田（昭和10年代に撮影）。写真中央に筑波山を遠くに望むことができる。右手の碑は耕地整理をした際の記念碑で、大正11年に建立された。